

子どもの権利に関する条例（仮称）素案の考え方

すべての子どもがウェルビーイングで成長できる子どもまんなか社会の実現を以下の4つの柱で目指す。

（1）子どものウェルビーイングを子どもの権利の観点から具体化し県民の共通理解を促進

子どもの権利を具体的に規定し、効果的な普及啓発を実施

（2）子どもが安心して成長できる環境整備

困難な状況にある子どもを誰一人取り残さずきめ細かく支援

（3）子どもの自己選択・自己決定を尊重

子どもが権利について学び、安心して意見を述べ、主体的に、自分らしく生きることができるよう支援

（4）子どもの悩みを解決するための第三者機関の設置

子どもが不安や悩みを解決したり乗り越えたりするための体制整備